平成２６年（フ）第３３１２号
大阪府門真市巣本町２番17―401号
債務者　坪内　利治
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６４号
大阪府寝屋川市三井が丘２丁目４番22―407号
債務者　平田美智子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８８号
大阪府東大阪市島之内１丁目２番17―605号
債務者　松本　弘一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２０号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番24―903号
債務者　岡水　佐知
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４２５号
大阪市旭区高殿６丁目18番41―403号
債務者　三好恵美子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４３０号
大阪市東淀川区上新庄２丁目５番９―505号
債務者　吉田　和央
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４１号
大阪府東大阪市横小路町３―３―26―207、住民票上の住所大阪府東大阪市新庄１丁目12番３号
債務者　秋間　雅明
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５号
山形県米沢市東大通３丁目４番７号エスペランス向日葵103号室、前住所山形県南陽市椚塚251番地の３コーポコスモス201号室
債務者　今野　秀明
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１５１号
茨城県土浦市中村南１丁目６番14号
債務者　池田　東盛
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１５９号
茨城県つくば市大角豆2012番地117
債務者　岡野　恵子
1　決定年月日時　平成26年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９６号
千葉県白井市冨士94番地の４
債務者　大石　夕貴
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９９号
千葉県成田市稲荷山391番地455
債務者　岩瀬　文子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２６号
千葉県四街道市吉岡1386番地
債務者　岡田　みよ
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２７号
千葉県四街道市吉岡1386番地
債務者　岡田　幸江
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３６号
千葉県八街市八街は５番地68
債務者　上野　昭友
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４４号
千葉県成田市本城69番地５成田サンポートⅡ106号
債務者　小沼　智美
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１５９号
千葉県成田市中台１丁目１番地２　６棟502号
債務者　山本　利夫
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９２号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽173番地１エンゼルリゾート湯沢208号室
債務者　木村　晴子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係